

さくら市農業委員会総会議事録（令和6年8月定例総会）

1. 開催日時 令和6年8月23日（金）午後1時30分から午後2時22分

2. 開催場所 さくら市役所 第2庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席委員（18人）

会長	20番	七久保 勉
会長職務代理者	8番	関 誠
委員	1番	古澤 一郎
	2番	手塚 栄一
	3番	小菅 和彦
	6番	片岡 純雄
	7番	高木 るみ子
	9番	手塚 智枝子
	10番	神山 智子
	11番	小林 義和
	12番	石塚 良男
	13番	軽部 俊典
	14番	小堀 義明
	15番	小林 薫
	16番	小川 圭一
	17番	大谷 伸二
	18番	手塚 裕一
	19番	軽部 喜一

4. 欠席委員（1人） 5番 田崎 次男

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	議案第1号 農地移動適正化あっせん申し出について
	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第4号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について
	議案第5号 さくら市農地利用最適化推進委員の辞任同意について
	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大竹	宏委
副主幹兼係長	小倉	真理
主査	高野	洋
主事	大野	まりか

7. 会議

事務局	大竹	定刻になりました。 本日の出席委員は18名で、5番田崎次男委員が欠席ですが、定足数に達しており、総会は成立いたします。 それでは、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
会長	七久保	皆さんこんにちは。本日は暑い中ご苦勞様です。地域計画策定の話し合いが始まりまして、皆様には大変お世話になっております。引き続き、ご協力の程よろしく申し上げます。間もなく稲刈りも始まると思いますが、熱中症等に気をつけて農作業に励んでください。 それではただ今から、さくら市農業委員会8月定例総会を開催いたします。
事務局	大竹	それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。
議長	七久保	それでは、会議に先立ちまして、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。 はじめに、第1調査会の委員長からお願いいたします。
1 番	古澤	第1調査会は議案がありませんので、他の調査会の案件を審議したいと思います。よろしくお願いいたします。
議長	七久保	次に、第2調査会委員長の報告を求めます。
1 1 番	小林	本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第3号2件でございます。後ほど担当委員から詳細な説明がありますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	七久保	次に、第3調査会委員長の報告を求めます。
17番	大谷	本日午前10時より1名欠席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第1号1件、議案第2号1件、議案第3号1件の合計3件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	七久保	次に、第4調査会委員長の報告を求めます。
6番	片岡	本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしまして議案第1号1件、議案第2号4件、議案第3号2件、議案第5号1件の合計8件です。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	七久保	それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。 6番の片岡純雄委員、13番の軽部俊典委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。 議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	小倉	(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。) この土地について、売買の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。 以上です。
議長	七久保	あっせん委員の選出ですので、第4調査会の委員長より指名願います。
6番	片岡	あっせん委員といたしまして、13番 軽部俊典委員、16番 小川圭一委員を指名します。
議長	七久保	それでは、議案第1号 番号1番のあっせん委員は、13番 軽

		部俊典委員、16番 小川圭一委員を指名します。 続きまして、議案第1号 番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	小倉	(議案第1号番号2番について、朗読して説明する。) この土地について、売買及び貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。 以上です。
議長	七久保	あっせん委員の選出ですので、第3調査会の委員長より指名願います。
17番	大谷	あっせん委員といたしまして、19番 軽部喜一委員、私、17番 大谷 をあっせん委員とします。
議長	七久保	それでは、議案第1号 番号2番のあっせん委員は、17番 大谷伸二委員、19番 軽部喜一委員を指名します。 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第2号番号1番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
17番	大谷	案内図2-1をご覧ください。(申請の場所を説明する) この案件は、譲渡人〇〇さんが譲受人△△さんへ贈与により所有権移転する案件です。現場は畑で、申請地の北側が△△さんの自宅です。現在、△△さんが耕作しています。 18日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないという判断をしております。

		皆様の審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第2号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第2号 番号1番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第2号 番号2番・番号3番の2件については、営農型太陽光発電設備設置に伴うものであり、賃借人が同一でありますので、一括審議にさせていただきます。 それでは、議案第2号 番号2番・番号3番について事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第2号番号2番・番号3番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 なお、これらの議案に関連する議案第2号番号4番・5番、および議案第3号番号3番・4番の概要を説明させていただきます。 まず、議案第2号をご覧ください。議案第2号番号4番・5番については、転用事業者の〇〇が行う営農型発電設備設置に伴う区分地上権の設定となります。 続いて議案第3号をご覧ください。議案第3号番号3番・4番については、転用事業者の〇〇が行う営農型太陽光発電設備設置のための一時転用であります。 営農者は、議案第2号番号2番・3番にありました△△が賃貸借にて営農を行い、主に有機栽培の小麦を予定しております。また、△△は農林水産大臣認定の認定農業者でありますので、営農型太陽光発電設備の一時転用の期間が10年間となりますので、それに合わせて耕作にかかる賃借権の設定の期間も10年間となっております。

		以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
7 番	高木	案内図 2－2・2－3をご覧ください。 (申請の場所を説明する) この申請は、□□さんが、当人の会社〇〇のグループ会社の△△へ10年間の賃借権設定をするものです。 栽培計画としては、1年目は工事期間として、2年目以降小麦、必要に応じて緑肥栽培となっております。特に問題は無いかと思います。 8月19日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。 以上のような状況でございます。 皆様のご審議をお願いします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第2号 番号2番・番号3番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第2号 番号2番・番号3番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第2号 番号4番・番号5番の2件については、営農型太陽光発電設備設置に伴うものであり、権利設定者が同一でありますので、一括審議にさせていただきます。 それでは、議案第2号 番号4番・番号5番について事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第2号番号4番・番号5番について、朗読して説明する。) 本件については、先ほどご説明いたしましたとおり、転用事業者の〇〇が行う営農型発電設備設置に伴う区分地上権の設定と

		なります。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
7 番	高木	案内図は先ほどと同じです。 事務局の説明のとおり、それぞれの申請地の上部に営農型太陽光発電設備を設置するため区分地上権を設定する案件です。 8 月 1 9 日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。 以上のような状況でございます。 皆様のご審議をお願いします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。
1 4 番	小堀	1 0 年間の営農計画が出されていますが、縛りがあるものなのか、あくまで計画というものなのですか。
事務局	高野	営農計画は、確実に営農がされることと、どの様な営農をするのかを確認するために提出を求めているものです。合わせて、営農型太陽光発電設備の場合は、上に遮光物が設置されるので、通常の農地より少し収量が落ちることが考えられます。それでも、通常の一般的な農地で栽培される 8 割以上の収量を確保する決まりとなっております。その収量の見込みも合わせて営農計画で提出していただいております。議案 2－4 の営農計画は別冊資料の中の 1 6 ページに「(5) 下部の農地における単収見込み等」ということで、小麦で単収の見込みが地域の平均的な単収の約 8 0.1%という計画となっております。 議案 2－5 は、しばらくの間、耕作放棄地になっていた農地で、単収の見込みがたたないの、営農計画は別冊資料の中の 2 7 ページに「遊休農地を再生利用する場合」の所に、作付け予定作物と農地の利用の程度の欄でコメントをいただいております。こちらは、8 割の規定は適用出来ないような形になります。 いずれにしても、それぞれの営農の中で収量を確保する計画を提出していただいております。
1 4 番	小堀	1 0 年間の計画は、最初に出すだけで良いのでしょうか。

事務局	高野	毎年収量の報告をすることが許可条件の一つになっており、毎年２月に、その年度の収量の結果を報告いただきます。その結果、思うような収量があがっていなければ、改善を必ずすることが許可条件になっております。
１４番	小堀	分かりました。
１５番	小林	営農型太陽光発電設備を設置する農地に対して、利用するトラクターは高さがあると思いますが、設計図というか図面はあるのですか。
事務局	高野	パネルまでの高さは４ｍ確保しているのと、支柱の間隔を５ｍ確保して、その間を農耕車が作業するという計画です。
１５番	小林	分かりました。
３番	小菅	農業機械については書いてありますが、耕作者の昨年までの営農の実態については確認されているのですか。
事務局	高野	今回添付していただいている書類に、〇〇市で営農型太陽光発電設備を設置している農地の、過去２年間の収量実績報告のコピーをいただいております。
３番	小菅	営農型太陽光発電設備以外の、通常の農業の実績は無いのですか。
事務局	高野	実績は、それをいただいております。あと、その他の経営面積で、〇〇市が３４，０００㎡、大きい所で△△町で１７９，０００㎡という数字を参考資料としていただいております。
３番	小菅	分かりました。
議長	七久保	その他、質問ございますか。 質問はないようですので、採決に入ります。 議案第２号 番号４番・番号５番について、承認される方の挙手を求めます。

		【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第2号 番号4番・番号5番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第3号番号1番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、市役所の周辺1Km以内、宅地化率40%以上の区域内でありますので第2種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
9番	手塚	案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明する) 譲渡人は〇〇さん、譲受人は△△さんです。転用目的は一般住宅敷地です。 転用行為の必要性は、現在市街地の北部のアパートに住んでいるが子供が生まれ、現在のアパートでは手狭になることから、自己の住宅を建築することを計画しました。 土地選定の理由は、申請人の実家に徒歩数分の距離で近いことから、親である〇〇さんの土地を借り受け、建築を計画しました。 土地利用計画としまして、申請地と一体利用地。一般住宅、木造2階建、建築面積74.32㎡、延床面積125.45㎡、1棟です。造成工事として、コンクリートブロックによる土留。給水は市営上水道より給水、排水は市営下水道に放流、雨水は敷地内処理します。接道は市道より乗り入れします。 資金計画は、4,000万円を借り入れて賄います。支出は、39,982,800円です。 周辺農地への被害防除対策としまして、東が宅地・南が畑・西が宅地と畑・北が道路となっておりますので、L型擁壁による隣接地への土砂流出防止、また、周辺の農地及び隣接地への迷惑をかけるような造成工事はいりません。計画地南側に□□□□-□の農地への出入り口を設置し農地を管理します。 8月19日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会に

		おきまして書類審査及び現地確認しましたが特に問題ないと判断しております。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第3号 番号1番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号 番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第3号 番号2番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約7㎡で、農業公共投資の対象となっていない土地ですので第2種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
9番	手塚	案内図3-2をご覧ください。(申請の場所を説明する) 譲渡人は〇〇さん、譲受人は△△です。転用目的は建売分譲です。 転用行為の必要性は、譲受人は宅地建物取引業及び建設業を営んでおり、市内にて建売住宅建築用の土地を探していたところ、本土地に優良な売地が見つかりました。 土地の選定理由ですが、建売住宅の敷地として地積が手頃であり、住環境が良好で、また、近くに運動公園があり、住宅敷地として適切であります。一部農地ではありますが、第2種農地のため、転用して建売住宅建築のための支障はありません。 土地の利用計画は、建売住宅で、進入路は北側及び西側で位置

		指定道路に接します。周辺農地への影響は、周辺は宅地・駐車場で農地はないため、周辺農地への影響はありません。取水は、北側位置指定道路埋設の市水道管から取水します。排水は、合併処理浄化槽利用後、宅地内浸透処理します。上記理由により被害防除策は必要ありません。 資金計画ですが、収入2,330万円は全額自己資金で賄います。支出合計2,330万円です。 先ほどの説明で、周辺農地への被害防除対策は必要ないということなので、以上です。 8月19日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが特に問題ないと判断しております。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第3号 番号2番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号 番号3番・番号4番の2件については、営農型太陽光発電設備設置に伴うものであり、権利設定者が同一の一時転用でありますので、一括審議とさせていただきます。 では、議案第3号 番号3番・番号4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第3号番号3番・番号4番について、朗読して説明する。) なお、いずれも農地区分は農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので第1種農地と判断しますが、営農型太陽光発電設備の一時転用であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合

		しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
7 番	高木	案内図は先ほどと同じです。 太陽光発電設備の支柱部分の転用案件です。 資金計画は、それぞれ約 1,800 万円、全額自己資金で賄う予定です。 土地の境界線から 6 m 内側に、高さ 4 m、間隔 5 m の支柱が建つ計画です。 雨水は敷地内自然浸透とし、取水設備はなし。汚水・雑排水は発生しないことから、周辺農地への影響はないと思われます。 8 月 19 日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。 以上のような状況でございます。 皆様のご審議をお願いします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 3 号 番号 3 番・番号 4 番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第 3 号 番号 3 番・番号 4 番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 3 号 番号 5 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第 3 号番号 5 番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、都市計画法の用途地域(準工業地域)でありますので、第 3 種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

		以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
17番	大谷	案内図3-5をご覧ください。(申請の場所を説明する) この案件は、譲渡人〇〇さんが譲受人△△へ売買により所有権移転し、太陽光発電設備を設置する案件です。 転用行為の必要性は、譲受人は太陽光発電設備設置事業を行っておりました。関東近郊にも事業用地の開拓を進めており、申請地において地権者との交渉が整い、十分な敷地があり、当該地を選定いたしました。 土地の選定理由ですが、十分な事業規模を確保するために管理可能な範囲で会社から近隣エリアで候補地を検討しており、事業用地の開拓を進めていたところ、申請地において、地権者との交渉が整い、十分な敷地があり、また近くに電柱があることから当該地を選定しました。 土地利用計画につきましては、太陽光パネル180枚、パワーコンディショナー10台、フェンスは高さ1.5m・幅2mのフェンスを外周に沿って設置します。□□と売買契約を締結します。 収入につきましては、全額自己資金で1,355万7千円、支出につきましては、用地取得費160万円、建物等建築費1,195万7千円で、合わせて1,355万7千円であります。 周辺農地への被害防除対策ですが、北・南・東側全て地権者所有の雑種地で、西側も雑種地ですので、周辺農地への影響はないかと思われます。敷地内の雨水は敷地内浸透処理にて周辺の土地への雨水や土砂の流出を防ぎます。設備の高さは2.4mあり、通風を妨げる構造物の設置がないことから、周辺の日照・通風への影響はありません。若干土地が高台となっていて、周りが低い土地なので、周辺の被害等はないと考えます。 18日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いましたが無問題は無いと判断します。 皆様のご審議をよろしくお願いします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】

議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 3 号 番号 5 番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第 3 号 番号 5 番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	この議案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規程に基づき市が定める農用地利用集積計画、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。 令和 6 年度 第 5 号 公告予定年月日は令和 6 年 8 月 30 日です。 計画の内容といたしましては、利用権設定が新規設定 1 件、再設定 5 件、農地中間管理権取得が 1 件です。 なお、詳細につきましては、別紙の農用地利用集積計画書のとおりです。 以上です。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 4 号について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第 4 号については、原案どおり承認されました。 次に、議案第 5 号「さくら市農地利用最適化推進委員の辞任同意について」を議題に供します。

		番号 1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	小倉	(議案第 5 号番号 1 番について朗読して説明する。) 令和 6 年 7 月 2 5 日付けで、〇〇から、会長あて推進委員の辞任の願い出がありました。 「推進委員の辞任」につきましては、農業委員会等に関する法律第 2 3 条に「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」とされております。 つきましては、本法律の規定により、農業委員会の同意を求めるものでございます。 以上です。
議長	七久保	担当委員の意見を求めます。
1 3 番	軽部	推進委員として一緒に活動してきた〇〇さんですが、以前病気の検査で入院したときに事故があったということで、病院にいます。通常の業務ができない状態ですので、このような退職願がでたということであります。 以上です。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 5 号番号 1 番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第 5 号番号 1 番は、原案どおり承認されました。 次に、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について」番号 1 番から番号 4 番はお目通しを願います。 本日の議題はすべて終了しました。 以上を持ちまして、さくら市農業委員会 8 月定例総会を閉会いたします。

(午後 2 時 2 分)